

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和五年三月六日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 起業者

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

代理人 中国地方整備局長 森戸 義貴

二 事業の種類

一般国道二号改築工事（岩国・大竹道路）（広島県大竹市小方二丁目地内から同市元町四丁目地内まで）

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び地積等

収用の部分に関する事項

所在	地番	地目		地積		裁決手続を開始する土地の面積 ( $m^2$ )
		公簿	現況	公簿( $m^2$ )	実測( $m^2$ )	
広島県 大竹市 小方町小方 字苦ノ坂 東山	一七三番 六	山林	山林	五三六	不明	四〇・九九 (別紙実測平面 図中①の部分)

使用の部分に関する事項

所在	地番	地目		地積		裁決手続を開始する土地の面積 ( $m^2$ )
		公簿	現況	公簿( $m^2$ )	実測( $m^2$ )	
広島県 大竹市 小方町小方 字苦ノ坂 東山	一七三番 六	山林	山林	五三六	不明	〇・九一 (別紙実測平面 図中②の部分)

四 土地所有者の氏名及び住所

土地所有者不明

ただし、

土地登記名義人（亡） 浜崎清相続人

持分六十分の四

(氏名) 立川 清美

(住所) 千葉県流山市平和台四丁目六七番地の一七

持分六十分の四

(氏名) 村上 しのぶ

(住所) 広島県広島市佐伯区五日市駅前二丁目一七番三十一一号

持分六十分の四

(氏名) 濱崎 公實

(住所) 広島県大竹市立戸二丁目一番一、二号  
持分六十分の十二

(氏名) 濱崎 均

(住所) 広島県廿日市市丸石四丁目一番三七号  
持分六十分の六

(氏名) 濱崎 清子

(住所) 広島県大竹市立戸三丁目一三番二七号  
持分六十分の二

(氏名) 西本 みどり

(住所) 広島県廿日市市宮内一七八七番地  
持分六十分の二

(氏名) 濱崎 秀通

(住所) 広島県大竹市立戸三丁目一三番二七号  
持分六十分の二

(氏名) 濱崎 勝将

(住所) 山口県岩国市黒磯町一丁目六番九号 A  
持分六十分の九

(氏名) 藪井 馨

(住所) 広島県廿日市市六本松二丁目二〇番四号  
持分六十分の二

(氏名) 木元 忠誠

(住所) 広島県大竹市立戸三丁目二番七号  
持分六十分の一

(氏名) 河野 智子

(住所) 広島県広島市安芸区中野三丁目五九番二五―七―二二号  
持分六十分の十二

(氏名) 濱崎 道男

(住所) 千葉県松戸市大谷口二六五番地の一 オーベル新松戸二〇二号  
又は

(氏名) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 理事長 高松 勝

(住所) 神奈川県横浜市西区高島一丁目一番二号

又は大竹市

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

中国電力ネットワーク株式会社 代表取締役 松岡 秀夫

広島県広島市中区小町四番三三三号

使用貸借権

六 土地収用及び使用の裁決手続の開始を決定した日  
令和五年二月十四日

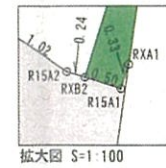
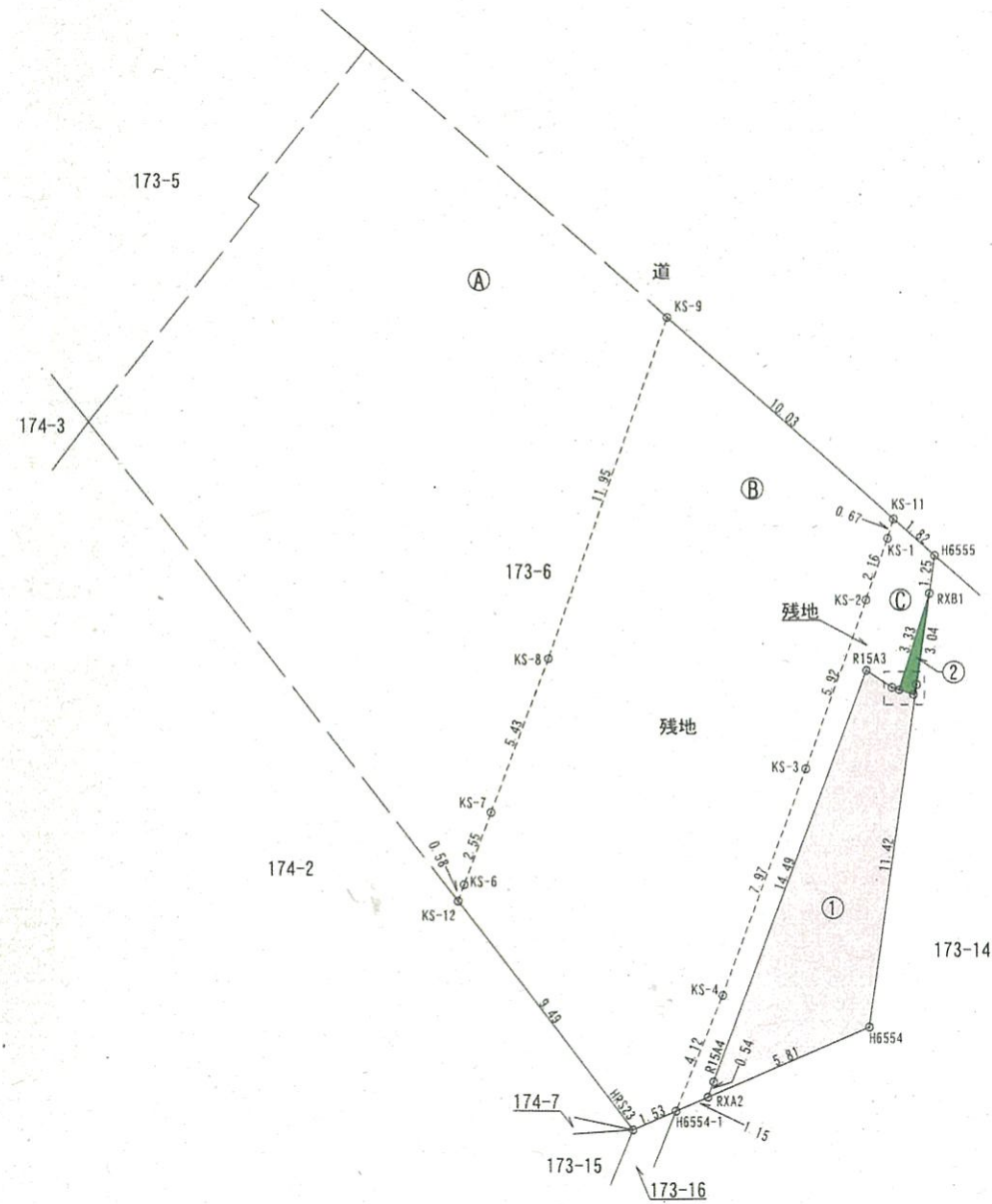


# 実測平面図

大竹市小方町小方字苦ノ坂東山 173番6



縮尺 S=1:250



凡 例	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color: #f0f0f0; border: 1px solid black;"></span>	収用しようとする土地
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color: #90ee90; border: 1px solid black;"></span>	使用しようとする土地

- ・収用しようとする土地の面積  
① 40.99㎡
- ・使用しようとする土地の面積  
② 0.91㎡

地 番 173-6				
⑤ の部分 (市道木野小方港1号線)				
測 点	標 識	X 座 標	Y 座 標	辺 長
HRS23	マーキング	-196065.556	4243.794	1.53
H6554-1	マーキング	-196064.949	4245.209	4.12
KS-4	マーキング	-196061.133	4246.770	7.97
KS-3	マーキング	-196053.662	4249.546	5.92
KS-2	マーキング	-196048.089	4251.557	2.16
KS-1	金属鈹	-196046.054	4252.287	0.67
KS-11	マーキング	-196045.408	4252.489	10.03
KS-9	金属鈹	-196038.701	4245.023	11.95
KS-8	マーキング	-196049.981	4241.062	5.43
KS-7	マーキング	-196055.064	4239.140	2.55
KS-6	金属鈹	-196057.460	4238.239	0.58
KS-12	マーキング	-196058.009	4238.037	9.49
倍 面 積				397.501629
面 積				198.7508145
地 積				198.75 m <sup>2</sup>

⑥ の部分 (法面)				
測 点	標 識	X 座 標	Y 座 標	辺 長
H6555	マーキング	-196046.629	4253.849	1.82
KS-11	マーキング	-196045.408	4252.489	0.67
KS-1	金属鈹	-196046.054	4252.287	2.16
KS-2	マーキング	-196048.089	4251.557	5.92
KS-3	マーキング	-196053.662	4249.546	7.97
KS-4	マーキング	-196061.133	4246.770	4.12
H6554-1	マーキング	-196064.949	4245.209	1.15
RXA2	マーキング	-196064.494	4246.270	5.81
H6554	マーキング	-196062.200	4251.614	11.42
RXA1	マーキング	-196050.887	4253.238	3.04
RXB1	マーキング	-196047.876	4253.670	1.25
倍 面 積				125.150841
面 積				62.5754205
地 積				62.57 m <sup>2</sup>

※(A)の部分(高速自動車国道 山陽自動車道 吹田山口線)は  
現地立入不可のため実測できず

① 収用しようとする土地				
測 点	標 識	X 座 標	Y 座 標	辺 長
H6554	マーキング	-196062.200	4251.614	11.42
RXA1	マーキング	-196050.887	4253.238	0.33
R15A1	マーキング	-196051.209	4253.136	0.50
RXB2	マーキング	-196051.059	4252.659	0.24
R15A2	マーキング	-196050.983	4252.421	1.02
R15A3	マーキング	-196050.416	4251.565	14.49
R15A4	マーキング	-196063.980	4246.463	0.54
RXA2	マーキング	-196064.494	4246.270	5.81
倍 面 積				81.982982
面 積				40.9914910
地 積				40.99 m <sup>2</sup>

② 使用しようとする土地				
測 点	標 識	X 座 標	Y 座 標	辺 長
RXA1	マーキング	-196050.887	4253.238	3.04
RXB1	マーキング	-196047.876	4253.670	3.33
RXB2	マーキング	-196051.059	4252.659	0.50
R15A1	マーキング	-196051.209	4253.136	0.33
倍 面 積				1.837959
面 積				0.9189795
地 積				0.91 m <sup>2</sup>